



羽の情報便

主な国税の納期限

税金はいつまでに納めればよいのですか？ 先月の申告期限につづき今月は納期限についての情報です。

■主な国税の納期限は？

国税	種類	期限
申告所得税	平成21年分予定納税	第1期：平成21年7月31日(金) 第2期：平成21年11月30日(月)
	平成20年分確定申告	平成21年3月16日(月)
源泉所得税	納期の特例の承認を受けていない場合	源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月の10日(注1)
	納期の特例の承認を受けている場合	平成21年1月-6月支払い分：平成21年7月10日(金) 平成21年7月-12月支払い分：平成22年1月13日(水)
消費税および地方消費税	個人事業者の平成20年分確定申告	平成21年3月31日(火)(注1)(注2)
	法人の確定申告	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内(注1)(注2)
法人税	確定申告	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内(注1)
相続税	申告	相続の開始があったことを知った日の翌月から10ヶ月以内(注1)
贈与税	平成20年分の申告	平成21年3月16日(月)

注1：納期限が土日祝日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が納期限となります。

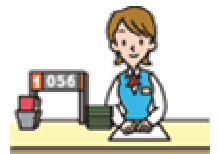
注2：直前の課税期間の消費税額(地方消費税は含まず)が48万円を超える場合は、中間申告と納税が必要になります。

■期限内に納税しないと延滞税

納税が期限に遅れると、法定納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税がかかる場合があります。振替納税についても、残高不足などで振替ができなかった場合には、同様に法定納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税がかかる場合があります。

納期限を過ぎて納付することになった場合は、本税に加えて延滞税を納付することになりますのでご注意ください。

納期限の翌日から2ヶ月を超過する日までは「年7.3%」と「前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合で、また2ヶ月を超過した日以降は、「年14.6%」となります。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ！(<http://www.mag2.com/>) ■melma！(<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

事業用の自動車の買い替えを予定しています。税金面で有利な購入方法がありますか？

帳簿上の金額が五十万円の車両がある
とします。現在所有している下取車の
見積額が四十万円だった場合、譲渡損
失は差し引きで十万円となります。
この場合、もし可能であれば、自動車
ディーラーの営業マンにお願いをし
て、下取り額を十万円にしてもらい、
新車値引きに三十万円を上乗せしても
らうことができれば、譲渡損失が四十
万円になり、ほかの所得と損益通算で
きる額が大きくなり、結果として納税
額が減少します。このように、損益通
算のポイントで見ると、事業用車両の
買い替えの場合には、下取り価格を安
くして、新規購入車両の値引き額を大
きくしてもらおうと節税につながりま
す。



税金まめ知識（第19回）登録免許税

登録免許税とは、不動産や会社、人の資格などについて行われる登記や登録、特許、免許、認可などに課税される**国税**のことです。身近なところでは、不動産の所有権の移転や保存、会社の設立登記などがあります。

土地や中古建物を購入したり、建物を新たに建築した場合、その所有権を第三者に対抗するには所有権の登記をしなければなりません。名義変更であれば**所有権移転**、建物の新築であれば**所有権保存**などです。これらを登記しようとする人は、登録免許税を納めることになります。

また、会社を設立したり、本店所在地を変更しようとする際にも登記が必要で、登録免許税を納めることになります。

登録免許税の納税手続きは、現金で納付をし、その領収証書を登記等の申請書に貼付して提出します。但し税額が3万円以下の場合には印紙税納付をすることができます。

■不動産の登記に関わる登録免許税

項目	課税標準	税率
所有権の保存	不動産の価額	1,000分の4
相続による所有権移転	不動産の価額	1,000分の4
共有物分割による移転	不動産の価額	1,000分の4
贈与・売買による移転	不動産の価額	1,000分の20（但し平成20年3月31日までの間に受ける土地の売買による所有権移転の登記は1,000分の10）
抵当権の設定	債権金額	1,000分の4

■会社の商業登記に関わる登録免許税

項目	課税標準	税率
会社の設立	資本金額	1,000分の7（15万円に満たない場合は、申請件数1件につき15万円）
増資	増加する資本金額	1,000分の7（3万円に満たない場合は、申請件数1件につき3万円）
支店の設置	支店の数	一ヶ所につき6万円
本店・支店の移転	本店・支店の数	一ヶ所につき3万円
取締役もしくは監査役に関する事項の変更	申請件数	1件につき3万円（資本の額が1億円以下の会社については1万円）
変更・消滅もしくは廃止	申請件数	1件につき3万円

2月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付



2月10日（火）
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月16日（月）～
20年度分所得税の確定申告の開始



3月2日（月）
12月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例⑧：居酒屋（年間17.9%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,821,848円／年	年間の電気料	1,495,952円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 325,896円 10年間で 3,258,960円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？

■警視庁と警察庁

警視庁は東京都を直轄区域とする地方公務員。警察庁は全国を管轄する国家公務員です。

■「美容師」と「理容師」

理容師はヒゲが剃れますが、美容師は剃れません。

■焼酎の「甲類」と「乙類」

焼酎の甲類は、連続式蒸留機で複数回蒸留したものを呼び、乙類は単式蒸留機で一度だけ蒸留したものを呼びます。焼酎に関しては、甲よりも乙のほうが高価なものが多く高級です。

■「控訴」と「上告」

日本の裁判制度である「三審制度」において、控訴は、第一審に対する不服申し立てで、上告は、第二審に対する不服申し立てのことをさします。

■「元祖」と「本家」と「本舗」

全て商習慣による区別の意味合いですが、ある特定の品をつくり出した人を「元祖」、商品として初めて売り出した家や店などの場所を「本家」、最初に商品をつくり、同時に売り出したところを「本舗」といいます。



今月のコラム

今年もいよいよ二月十六日から確定申告が始まります。皆様は、もうご準備はお済みでしょうか？ につきもさつきもいかななくなってお困りのお知り合いの方がいらっしやいましたら、ぜひプラスマネジメントをご紹介ください：ちょっと会社の宣伝でした。(笑)

さて最近では、お小遣いもなかなか捻出できなくて私の唯一の趣味のダイビングにもなかなか行けません。毎年、夏休みとお正月、ゴールデンウィークのどこかで、海外など大好きな海へ出かけていましたが、最近はずっぱり：すっかりインドア派の引きこもりに変身しています。

そんな寂しい休日に、うってつけのグーグルの新サービスが始まりました。最近、著作権で騒がれている、ちよっと怪しいグーグル・ストリートビューは有名ですが、グーグル・アースという世界中の陸地を旅行気分で見られるコンテンツに、今月から新たに海洋検索が加わりました。世界中の有名なダイビングスポットや世界で最も深いマリアナ海溝も覗けるようです。今後、南極や火星バージョンも登場するようで、もうお金がなくても大丈夫ですね！ でも、やっぱりゴールデンウィークにはリアルな海に行けるよう頑張ろうと心の中で誓った今月のコラムでした。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

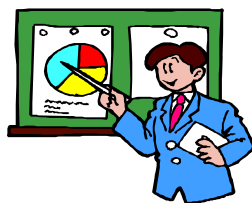
◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

- ※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け
- ※ 試算表作成(ご希望の方)
- ※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



確定申告の準備も
頑張りましょう！

